

<ぐりりホールご利用案内>

1. 【申し込み手続き】

(1) お申込みの受付開始時期

ぐりりホール申込受付はご利用日の6か月前から承ります。但し、エントランスホール、屋上テラス等全館利用などの大型催事で特別に決定する必要がある場合は別途ご相談ください。

(2) ご利用日

原則として当施設は無休と致しますが、年末年始及び施設の点検・修理のため休館とする場合があります。

(3) ご利用時間

当施設のご利用は、原則下記の利用時間とさせていただきます。

各利用区分が基本の利用時間単位となります。

利用区分の時間帯から延長してご利用される場合には別途延長料金が発生します。延長の場合は、空き時間など必ず事前に確認の上、利用についてご相談ください。(利用時間には、準備・撤去の時間を含みます。)

利用区分	時間
全日	9：00～21：00
半日 午前	9：00～12：00
午後	13：00～17：00
夜間	18：00～21：00

(4) お申込み方法

①お問い合わせ

当施設のホームページでご確認の上、電話・電子メールなどでお問い合わせください。その際、日時・人数・主催者・催事名称・内容及びご担当者様の連絡先をお知らせください。

②仮予約

「施設利用予約書」を送付致しますので、ご記入の上、FAX かメールで返信ください。仮予約確定の可否は、原則として「施設利用予約書」を当施設が受領した日の翌日以降、10日(土日祝を除く)以内に返答いたします。

※企画概要の提出

本利用案内をご確認のうえ、実施を希望されるイベント・催事等の企画概要書(想定レイ

アウトやイベント内容が具体的にわかる書類)をご提出ください。ご提出頂いた企画概要書をもとに審査を行い、その結果をお知らせ致します。

※企画概要書提出前に「不承認について」をご確認ください。

③利用申し込み

仮予約確定日以降、当施設より「施設利用申込書」を送付致します。送付日から当施設が指定する期日(施設申込書送付日から2週間以内)までに、利用申し込み手続きを行ってください。この間、一方的に当施設から利用予約を取り消すことはありませんが、利用を保証するものではありません。また、指定する期日までに利用申し込み手続きが行われない場合、当施設より通知・確認を要することなく仮予約を自動的に取り消す場合がございます。

(5) 利用承認

「施設利用申込書」を当施設が受領した日以降、請求書を発行させていただきます。請求書発行日から1か月以内にお振込みください。利用申し込み承認の可否は原則として入金確認を以って確定します。

(6) お申込み内容の変更

利用申込み確定後、申込み内容に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。改めて「施設利用申込書(変更)」を提出して頂きます。

(7) お申込みの取消し

利用者の都合により、利用申込みを取り消される場合は、所定のキャンセル料を頂きます。詳しくは後述のキャンセル料をご覧ください。

(8) お問い合わせ・お申込み先

〒982-8505 仙台市太白区あすと長町 1-3-15

khb 東日本放送 k h b ぐりりホール

Tel 022-304-3055

Fax 022-249-7132

E-mail guririhall@khb-tv.co.jp

電話でのお問合せは平日午前10時から午後6時までとさせていただきます。

(年末年始及び休館日を除く)

2. 【不承認に関して】

以下の項目に該当する場合は不承認となり、施設の利用を断り、もしくは使用承認の取り消し、または利用の停止をさせていただきます。尚、利用の可否の判断理由は利用者へ開示致しま

せんので、あらかじめご了承ください。

- ①使用場所及びその周辺に混乱または危険を生じるもの。
- ②公の秩序または、善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- ③集团的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為等を行うおそれのある組織の利益になるもの。
- ④本建物の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為
- ⑤特定の政治団体、宗教的団体等の利益となるもの。
- ⑥法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑦マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められる行為。
- ⑧署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- ⑨異常な音、振動・臭気により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれのある行為
- ⑩他社のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑪他社への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑫施設や設備を損傷させる行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑬当施設の音量、重量規定を超えるおそれのある行為。
- ⑭火気の使用または火災・爆発等の危険を生じるおそれのある行為。
- ⑮その他、当施設が施設の管理・運営上不適当と認められるもの。

3. 【承認の取消し・使用の停止に関して】

以下の項目に該当する場合は、その場でイベントを中止させて頂き承認を取り消します。この場合、お支払いいただいた使用料金は返還出来ません。また、このために生じた損害の賠償は致しません。

- ①前述の各項目に該当すると認められたとき。
- ②施設利用料金が特別の理由が無く所定の期日までに支払われないとき。
- ③申請書の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と利用時の催事・イベント内容が大きく異なる場合。
- ④施設の利用に当たって、利用規則及び全体管理者の指導に従わない場合。
- ⑤利用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ⑥関係諸官庁からの改善の指示に従わない、もしくは中止命令が出た場合。
- ⑦当施設の運営管理上、やむを得ない事由、支障があると認められた場合。
- ⑧大規模地震対策措置法により警戒宣言が発令された場合。
- ⑨利用承認を受けた施設以外の場所で、作業または催事行為を行うとき。
- ⑩災害その他の不可抗力によって施設の利用ができないとき。
- ⑪当施設の信用を毀損する行為があったとき。
- ⑫関係機関への届出や許可申請等、必要な事務処理を怠っていたとき。

⑬その他当施設の利用や承認できないと認められたとき。

※不適切な利用状況が認められた場合は、利用の中止だけでなく、当施設の原状回復も求めます。

4. 【反社会的勢力の排除】

①主催者または申請者は、全体管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当、関係、関与しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約して頂きます。

②主催者または申請者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、全体管理者は催告をすることなく本承認を取り消すことができるものとします。

③全体管理者が②の規定により、本承認を取り消した場合において、全体管理者はこれにより主催者または申請者の損害を賠償する責を負いません。

④②の規定により、全体管理者が本承認を解除した場合において、主催者または申請者は、全体管理者ならびに施設に生じた損害について賠償する責を負って頂きます。

⑤当施設は、利用者等が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかの行為をした場合は何ら催告することなく予約・利用を取り消します。この場合、受領済の施設利用料の返還や利用者等に生じた賠償は行いません。また、予約・利用の取消しにより当施設が損害を被った場合は当該損害を賠償して頂きます。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を越えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いる行為
5. その他上記に準ずる行為

5. 【利用料金】

①施設基本利用料金（消費税込）

ぐりりホール 200 m²

	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～21：00	2区分（※8時間） 9：00～17：00	2区分（午後・夜間） 13：00～21：00	3区分（全日） 9：00～21：00
平日（無料）	12,000	20,000	25,000	30,000	48,000	60,000
平日（有料）	24,000	40,000	50,000	60,000	96,000	120,000
（無料×2）						
土・日・祝	31,200	52,000	65,000	78,000	124,800	156,000
（有料平日×3）						

※区分が跨る場合は各区分を足した料金になります。

※1時間延長：平日 33,000 円、土日祝 44,000 円

※施設利用料金には付帯設備費や人件費は含まれていません。

※電設工事を伴う電気使用は実費を頂きます。

※会議室、エントランスホール、屋上テラス、備品などご利用の場合は別途料金設定がございます。

②施設利用料金の支払いに関して

会場費および設備備品料金等のお支払いは全額前納とさせていただきます。「施設利用申込書」を当施設が受領した日以降に請求書を発行致しますので当施設が指定する期日までに指定口座にお振込みください。お支払いが無い場合はご利用を取り消す場合がございます。催事当日に発生した設備備品料金等は催事終了 1 か月後までにご精算ください。催事終了後に請求書を送付いたします。尚、振込手数料はお客様のご負担でお願いします。

③キャンセル料

(1) 取り消し方法

「施設利用申込書」のご提出前に利用者側の都合により利用の取り消しを行う場合、受付時間内（平日 10：00～18：00）に事務所にご連絡ください。

(2) 利用開始前の取り消し・還付

イベント実施の確定後（「施設利用申込書」のご提出後）、利用開始日前に利用者側の都合で利用を取り消された場合、以下の基準により支払われえた利用料の全額または一部が返還されます。

①「施設利用申込書」のご提出～利用開始日の 61 日前まで⇒会場利用料金の 50%

②「施設利用申込書」のご提出～利用開始日の 60 日前以降⇒会場利用料金の全額

尚、利用解約の時点で既に発生している実費については上記キャンセル料金とは別にお支払い頂きます。

※天変地異や不測の事故、災害に生じた損害の賠償はいたしません。

6. 【利用権の譲渡・転売の禁止】

当施設に無断で当施設の利用権を第三者に譲渡または転売することはできません。

7. 【利用事前お打ち合わせ】

実施日の 1 か月前までに「実施計画書」「運営マニュアル」「実施体制図」「搬入搬出計画」「施工プラン」「タイムスケジュール」（それぞれ書式自由）をご提出のうえ、当施設担当者と打合せをお願いします。

①施設利用の内容、利用スケジュール

②運営体制、会場レイアウト、搬入搬出計画

③設備・備品の使用・電話回線・インターネット回線の利用・電設工事の有無

④外部からの備品・機器持ち込み

⑤ 飲食の有無

8. 【関係省庁への届出等】

催事を実施される場合、関係官庁への届出等が必要となる場合がございます。利用者の責任において所定の届出等を行ってください。許可された諸届出の写しを利用開始日の10日前までに当施設へご提出ください。

<参考>

消防署（仙台市太白消防署 022-244-1119） 催物開催届出・禁止行為解除申請書等

警察署（宮城県警仙台南警察署 022-246-7171） 催物開催届

保健所（仙台市保健所太白支所 022-247-111） 飲食を伴う場合

日本音楽著作権協会（JASRAC 仙台支部 022-264-2266） 音楽著作権使用の場合

9. 【利用者の管理責任に関して】

①当施設の利用期間中（準備・撤去を含む）の催物に関する管理責任は、関係業者、来場者の行為によるものであっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。

②入場整理・会場警備要員の配置等、避難誘導體制については、利用者の責任において、警備会社へ委託するなど、場内整理及び盗難、火災等の防止に努めてください。なお、警備会社は当施設の指定業者といたします。

③当施設内で発生したゴミについてはお持ち帰りください。やむをえず、当施設で処理を行う場合は別途処理代行料金を申し受けます。尚、著しく施設を汚損した場合は別途清掃料をいただく場合がございます。

④当施設にて電設工事が必要な場合は当施設の指定業者と致します。

⑤貸出備品は利用後すみやかに返却してください。

⑥施設、設備、備品等を破損または紛失した場合はすみやかに当施設運営事務局までご連絡ください。

⑦修理復旧費等については利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償して頂きます。

⑧会場内に利用者が持ち込まれた備品、物販については利用者の保管の責任を負っていただきます。尚、宅配便荷物の受取は当施設では原則として行いません。利用者が責任を持って受け取ってください。

⑨ご利用時間の確認のために入退室の前後に必ず当施設運営事務局までお立ちよりください。

⑩利用期間中、利用者等の責任者を指定し会場内に常駐させてください。

⑪催事等の宣伝やチケット販売は当施設予約確定後に行ってください。

⑫宣伝物等で当施設の名称、ロゴマーク等を使用する場合は事前に等施設の承諾を得てく

ださい。

10. 【利用上の注意・禁止事項】

(1) 共用部分の利用

- ①各フロア、各ホールで同時に催事等が行われる場合、1階エントランスホール、コラボ階段、屋上、エレベーター等は共用となる場合がございます。
- ②共用部分に関しては、原則として受付及びそれに準ずる内容の利用に限定します。原則以外の利用に関しては当施設にご相談ください。ただし、利用者が重なる場合は利用調整を行う場合がございます。

(2) 外部からの機器・備品・飲食物に関して

映像機材・音響機材・照明機材・施行などを利用者でご用意・お持ち込みされる場合は、別途、持込料金を申し受けます（1業者 映像機材・音響機材・照明機材・施行などそれぞれに対し 110,000 円/日（税込）。尚同時通訳機材をお持ち込みご希望の方は事前に担当者にご相談ください。

- 映像・音響・照明などのオペレーターは1名 44,000 円/日（税込）で承ります。
- ケータリング業者に関しては、当施設の指定業者といたします。ご希望の場合は担当者にご相談ください。

(3) 撮影・録画・録音等に関して

- ①当施設で行う公演、催事を撮影、録画、録音する場合は必ず当施設運営事務局の事前了承を得てください。テレビやラジオ、インターネット等で放送される場合は特別な理由がない限り放送・放映の際に当施設の名称を明示してください。
- ②観客を入れずに撮影、録画、録音を行う場合の当施設の利用についてはご相談ください。

(4) 安全注意事項

当施設は、安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合には利用中であっても立ち入り、施設、設備等の点検等を行うことがあります。また、当施設の裁量により施設内の様子をモニターし録音・録画その他の方法により記録することがあります。

(5) 搬入・搬出

- ①機器・備品のお持ち込みにおける搬入・搬出にあたっては、事前に経路や車両台数などについて当施設担当者と打合せをお願い致します。
- ②搬入・搬出にあたっては、当施設担当者と打合せの上、必要な養生を行ってください。所定箇所の養生が認められない場合は作業を中止して頂く場合がございます。
- ③搬入・搬出用車両は荷積み・荷卸し作業が終了次第、退出してください。長時間駐車は出

来ませんので予めご了承ください。

④台車はお客様でご用意ください。

(6) 駐車

当施設は駐車するスペースはありません。利用者の負担で近隣駐車場をご用意ください。

(7) 非常時の対応

利用者等は当施設の利用に関して不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法等を事前に確認するとともに作業員関係者に周知徹底するものとします。尚、万一の場合における緊急避難・誘導の際は東日本放送の指示に従うものとします。

(8) 付保条項

催事開催に関連する万一の事故等による損害を補填するため、利用者等の責任と負担においてイベント保険等の損害保険や傷害保険に加入することをお勧めします。

(9) 禁止事項

下記の項目に関しては禁止事項となっております。

- ①発火または引火性の品物など危険物の持込み。
- ②裸火の使用行為。
- ③振動を発生する行為。
- ④臭気を発するものの持込み
- ⑤申込時の利用目的以外の利用。
- ⑥付属備品の所定場所以外への移動。
- ⑦当施設所定の場所以外での看板、ポスター、のぼり等の掲出。
- ⑧当施設内外でのビラまき、寄付の強要等の行為。
- ⑨当施設での経師張り（のり付け作業）。
- ⑩壁・ドアへの鋸や釘などの使用。
- ⑪当施設が許可しないエリアへの立入り。
- ⑫喫煙（当施設は全館禁煙）。
- ⑬所定の場所以外の飲食。
- ⑭暴力団等の反社会勢力にチケットを販売したり当施設へ入場させたりする行為。
- ⑮当施設が指定する撮影禁止エリアでの撮影。
- ⑯その他、当施設が不相当と認めた行為。

11. 【その他】

①当施設を利用する方は無料で Wi-Fi がご利用できます。接続できる台数には上限がございます。

いますので事前に当施設担当者にご相談ください。尚、大容量データのダウンロード等は利用環境を低下させる事がございますのでお断りしております。

②本規約に定めない事項は、利用者等と当施設が誠意を持って協議の上、円満に解決するものとします。その他施設のご利用にあたり、ご不明な点などございましたら、当施設担当者にご相談ください。

◎本規約は2021年6月1日現在のもので、今後変更する場合があります。

【ぐりりホールご利用のフロー】

